

石見銀山世界遺産センター

IWAMI GINZAN WORLD HERITAGE CENTER

2016 年報

(平成28年度)



世界遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観

Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape

平成 28 年度 石見銀山世界遺産センター年報 目次

I. 石見銀山世界遺産センターの概要	1
1. 施設の概要	
2. 館内平面図	
3. 全体配置図	
II. 平成 28 年度入館者の状況	3
1. 入館者数・展示観覧者数	
2. 展示室観覧料収入	
3. 大久保間歩一般公開限定ツアー	
III. 自主活動	5
1. 物品販売	
2. 体験	
3. イベント	
IV. 教育・普及業務	9
1. こもんじょから知る石見銀山	
2. 寸劇で見る「鉱山町のくらし」	
3. 体験学習	
4. 学校関係の入館団体	
V. 他施設との連携事業	12
1. 古代出雲歴史博物館との相互優待	
2. ボランティア活動	
VI. 職員及び運営スタッフ	14
VII. 利用案内	15
VIII. 各種資料	16
1. 活動日誌	
2. 関連法規	

I. 石見銀山世界遺産センターの概要

1. 施設の概要

■施設の配置・規模等

①所在 島根県大田市大森町イ 1597 番地 3 (第3駐車場: 大森町イ 1689 番地 (借地))

②用地関係

用途	面積	駐車台数など
建物敷地	4,100 m ²	
第1駐車場	5,700 m ²	普通車 95 台、身障者用 4 台、待機バス 13 台
第2駐車場	950 m ²	普通車 38 台
第3駐車場	9,800 m ²	普通車約 250 台
西側駐車場	530 m ²	職員ほか関係者用

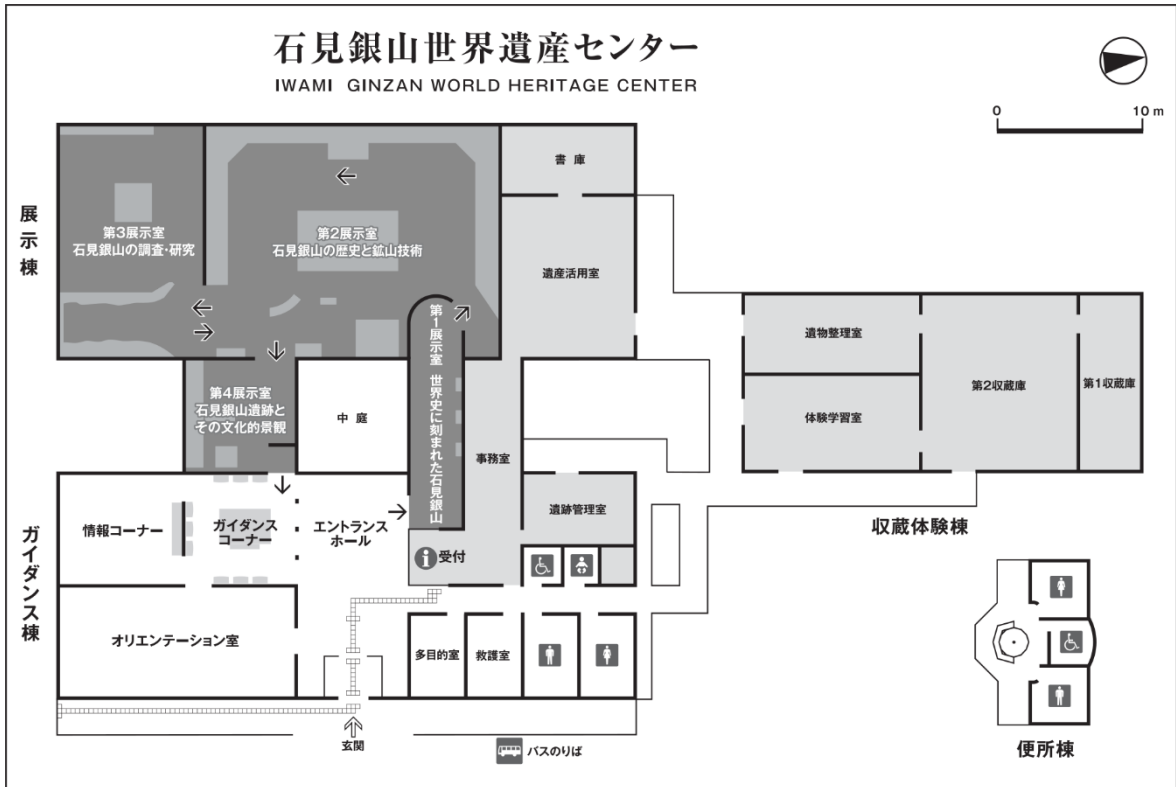
③建物関係

名称	延べ面積	構造	機能・役割
ガイダンス棟	763.47 m ²	木造瓦葺き平屋建て	ガイダンス・便益 (無料)
展示棟	720.69 m ²	R C造瓦葺き一部2階建て	展示・解説 (有料)、調査・研究、教育・普及
収蔵体験棟	477.53 m ²	R C造瓦葺き一部2階建て	体験学習、収蔵・保管
車庫 (倉庫)	33.00 m ²	木造瓦葺き平屋建て	
便所棟 (既存)	111.78 m ²	木造瓦葺き一部2階建て	

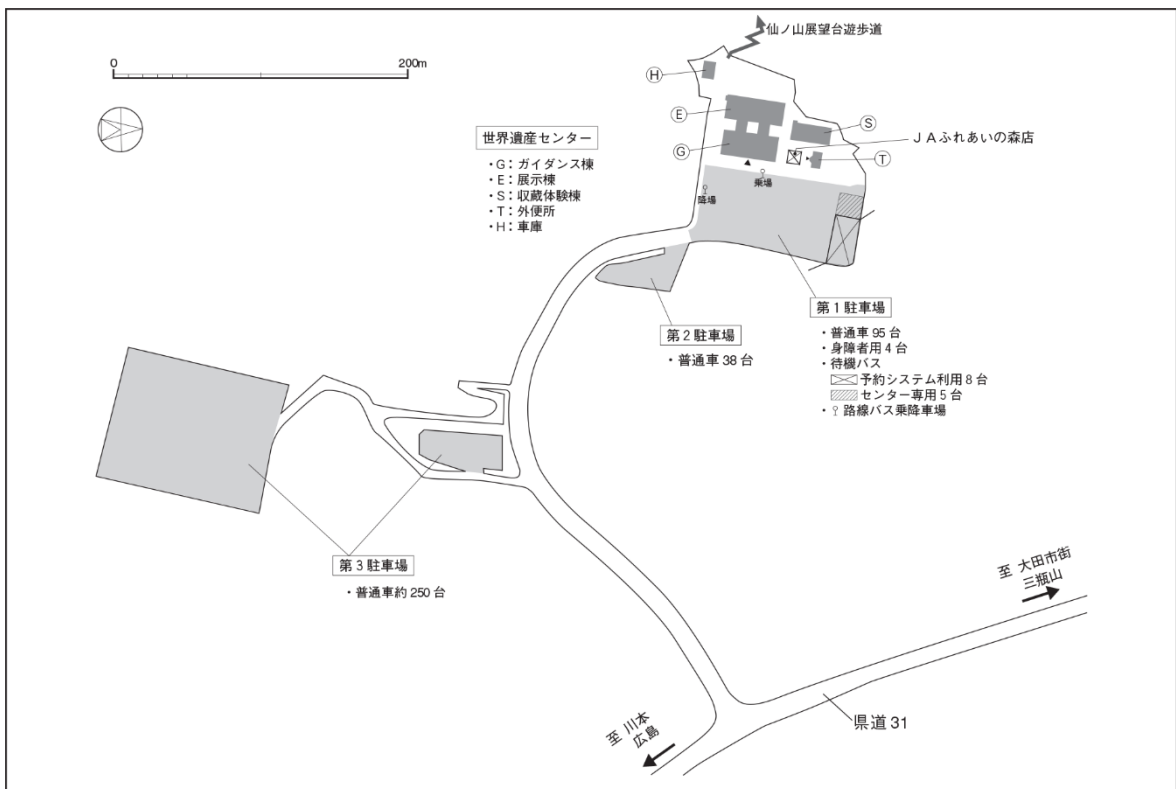


▲センター全景

2. 館内平面図



3. 全体配置図



II. 平成28年度入館者の状況

総入館者＝79,588人（プレオープンからの累計＝1,217,695人 フルオープンからの累計＝982,321人）

展示室観覧者＝44,822人（フルオープンからの累計＝469,371人）

展示観覧料収入＝10,687,950円

1. 入館者数・展示観覧者数 *1 平成21年4月1日から外国人の展示室観覧割引制度を開始

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者	6,163	10,792	4,263	7,714	13,990	7,155	8,443	7,251	3,034	2,345	1,651	6,787	79,588
展示室観覧者	3,201	5,432	2,726	4,146	8,056	4,390	4,839	4,212	1,872	1,337	995	3,616	44,822
有料観覧者	3,048	5,154	2,629	3,365	7,100	3,810	4,132	3,635	1,663	1,296	926	2,871	39,629
一般	1,900	3,253	1,463	2,004	4,230	2,291	2,400	2,263	1,072	745	614	1,785	24,020
大人	1,807	3,126	1,454	1,913	3,678	2,254	2,358	2,225	1,038	682	601	1,666	22,802
小中学生	93	127	9	91	552	37	42	38	34	63	13	119	1,218
団体	123	156	358	202	158	362	632	432	68	0	56	136	2,683
大人	123	156	352	202	146	362	541	432	68	0	56	123	2,561
小中学生	0	0	6	0	12	0	91	0	0	0	0	13	122
その他割引利用	897	1,679	755	1,096	2,651	1,067	1,040	868	492	424	205	900	12,074
大人	820	1,553	741	1,001	2,141	1,032	1,003	849	461	369	198	800	10,968
小中学生	77	126	14	95	510	35	37	19	31	55	7	100	1,106
外国人割引者 *1	128	66	53	63	61	90	60	72	31	127	51	50	852
無料観覧者	153	278	97	781	956	580	707	577	209	41	69	745	5,193
大人	104	225	83	507	937	259	202	494	123	39	69	212	3,254
小中学生	49	53	14	51	19	321	187	83	86	2	0	121	986
イベント	0	0	0	223	0	0	318	0	0	0	0	412	953

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入館者	H28年度	6,163	10,792	4,263	7,714	13,990	7,155	8,443	7,251	3,034	2,345	1,651	6,787	79,588
	H27年度	6,565	12,279	5,365	7,285	14,320	10,589	9,399	8,251	3,011	2,538	2,219	6,392	88,213
	対前年度比	93.9%	87.9%	79.5%	105.9%	97.7%	67.6%	89.8%	87.9%	100.8%	92.4%	74.4%	106.2%	90.2%
展示室観覧者	H28年度	3,201	5,432	2,726	4,146	8,056	4,390	4,839	4,212	1,872	1,337	995	3,616	44,822
	H27年度	3,225	6,928	2,912	4,177	8,038	5,428	4,932	4,880	1,706	1,465	1,304	3,048	48,043
	対前年度比	99.3%	78.4%	93.6%	99.3%	100.2%	80.9%	98.1%	86.3%	109.7%	91.3%	76.3%	118.6%	93.3%

2. 展示室観覧料収入

（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H28年度	825	1,410	723	910	1,822	1,052	1,124	1,002	458	336	256	769	10,688
H27年度	858	1,845	808	909	2,026	1,452	1,168	1,216	452	384	351	771	12,240
対前年度比	96.2%	76.4%	89.6%	100.1%	89.9%	72.4%	96.2%	82.5%	101.4%	87.5%	73.1%	99.7%	87.3%

《参考：外国人割引者》

地域別	H28	累計 H21/4～
東ヨーロッパ	10	105
西ヨーロッパ	70	520
北アメリカ	89	592
中南米	15	83
オセアニア	34	171
東アジア	583	3,052
東南アジア	39	314
南アジア・中央アジア	6	45
その他	6	51
計	852	4,933

※平成21年4月25日より電子マネー「石見銀山WAON」サービスイン

■石見銀山WAONとは

大田市観光協会とイオン株式会社（千葉県）が業務提携し、イオンの電子マネー「WAON」に石見銀山遺跡をデザインし「石見銀山WAON」を発行。世界遺産センターなどの有料施設等（8カ所）での支払い時に割引金額で利用できるとともに、その売上金の一部が「石見銀山基金」に寄付され、石見銀山遺跡の保全に活用されます。

3. 大久保間歩一般公開限定ツアー

公開日： 4月～11月及び、3月の金・土・日・祝日（12月～2月末日までは休場）
8月13日（木）
午前と午後 各2回のツアー（1日4回）

定員： 各回20名（1日80名）

料金： 大人 4,000円 小人 3,000円

申込先： (株)石見観光 大田営業所内 大久保間歩予約センター
電話 0854-84-0750 FAX 0854-84-0751
HP <http://www.iwami.or.jp/ginzan/>

●都道府県別 大久保間歩入坑者数

	平成28年度	平成27年度	対前年比	
	人数	人数	増減数	増減率
北海道	64	76	-12	-16%
青森	4	9	-5	-56%
岩手	4	3	1	33%
宮城	27	12	15	125%
秋田	2	12	-10	-83%
山形	9	10	-1	-10%
福島	21	18	3	17%
茨城	46	34	12	35%
栃木	29	21	8	38%
群馬	24	16	8	50%
埼玉	171	170	1	1%
千葉	159	171	-12	-7%
東京	633	655	-22	-3%
神奈川	353	333	20	6%
山梨	8	11	-3	-27%
新潟	21	33	-12	-36%
長野	23	46	-23	-50%
富山	36	33	3	9%
石川	28	36	-8	-22%
福井	25	24	1	4%
岐阜	73	45	28	62%
静岡	61	102	-41	-40%
愛知	271	322	-51	-16%
三重	60	69	-9	-13%

	平成28年度	平成27年度	対前年比	
	人数	人数	増減数	増減率
滋賀	53	58	-5	-9%
京都	120	135	-15	-11%
大阪	441	503	-62	-12%
兵庫	368	466	-98	-21%
奈良	56	63	-7	-11%
和歌山	39	21	18	86%
鳥取	90	74	16	22%
島根	271	305	-34	-11%
岡山	165	304	-139	-46%
広島	403	464	-61	-13%
山口	98	119	-21	-18%
徳島	27	36	-9	-25%
香川	83	66	17	26%
愛媛	91	132	-41	-31%
高知	38	38	0	0%
福岡	174	176	-2	-1%
佐賀	7	10	-3	-30%
長崎	11	34	-23	-68%
熊本	24	25	-1	-4%
大分	24	30	-6	-20%
宮崎	12	9	3	33%
鹿児島	10	20	-10	-50%
沖縄	5	8	-3	-38%
海外	91	49	42	86%
合計	4,853	5,406	-553	-10%

●月別 大久保間歩入坑者数、収入

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H28年度	大人	366	669	223	428	734	583	554	525	0	0	0	450	4,532
	小人	28	33	1	32	112	6	46	6	0	0	0	57	321
	合計	394	702	224	460	846	589	600	531	0	0	0	507	4,853
	収入(千円)	1,548	2,775	895	1,808	3,272	2,350	2,354	2,118	0	0	0	1,971	19,091
H27年度	大人	411	747	275	472	748	756	638	682	0	0	0	427	5,156
	小人	16	33	3	17	84	30	13	11	0	0	0	43	250
	合計	427	780	278	489	832	786	651	693	0	0	0	470	5,406
	収入(千円)	1,607	2,931	1,053	1,841	3,078	2,957	2,461	2,622	0	0	0	1,743	20,293

Ⅲ. 自主活動

1. 物品販売

今年度新たに、石見交通バスミニカー、らとちゃんマスコット、銀の道カレンダー、吉田くんカレンダー（壁紙）を追加しました。平成27年度まで販売していた米ヒバはがき、ミニ瓦、ミニはんど、ミニ神楽面は販売終了。

商品一覧

丁銀キーホルダー大	丁銀キーホルダー中
丁銀ストラップ	一分銀マグネット
オリジナルノート	石見交通バスミニカー
【書籍】展示ガイド	【書籍】銀鉱山王国石見銀山
【書籍】輝きふたたび「石見銀山展」	【書籍】石碓銀
【書籍】写真集「石見銀山」	【書籍】銀のまちをつくった人たちの話
メモスタンド	しまねっこネクタイ
こまもの袋	畳コースター
扇子	らとちゃん丸型コースター
らとちゃん鼓型キーホルダー	らとちゃんストラップ
らとちゃんマスコット	銀の道カレンダー
吉田くんカレンダー（壁紙）	吉田くんカレンダー（卓上）

2. 体験

平成23年度から「丁銀ストラップづくり」、平成27年度から「プレミアム丁銀づくり」が始まりました。

体験メニュー

丁銀ストラップづくり	低融点合金（約138℃で溶ける金属）を溶かし、丁銀形の型に流し込んでストラップを作る体験です。
プレミアム丁銀づくり	低融点合金（約138℃で溶ける金属）を溶かして作る実物大の丁銀づくり体験です。

体験日：毎週水曜日・木曜日

時間：13:00～16:00

場所：エントランスホール、体験棟

体験料：丁銀ストラップづくり 500円

プレミアム丁銀づくり 3,000円

3. イベント

●石見銀山世界遺産登録9周年記念イベント

7月2・3日の2日間、世界遺産登録9周年を祝うイベントを以下のとおり行いました。7月2日の登録記念日は展示室を無料開放しました。

7月2日(土) 入館者数 372人

7月3日(日) 入館者数 234人



▲登録イベントチラシ

ぶらり石見の石を見る

三瓶自然館サヒメルと大田市との共催で、大森町歩き企画を実施しました。

参加人数 17人



▲ぶらり石見の石を見る

銀をさがせ

大人も子供も夢中になる人気イベント。タライに水を張って砂を混ぜ、その中から本物の銀粒をさがし出すイベントで、銀製錬前の選鉱作業「ゆりわけ」の疑似体験ができます。実際は粉成した鉱石を水の張ったタライの中で比重選鉱し、銀を含んだ鉱石をゆり分ける作業でした。

体験料 500円/人

参加人数 50人



▲銀をさがせ

丁銀にさわってみよう

大田市の専門職員の解説を聞きながら、滅多に触れることのできない本物の銀貨幣に触れ、銀の重さを体感できました。



▲丁銀にさわってみよう

その他の様々なイベントの様子



▲絵本の読み聞かせ



▲カルメ焼き体験



▲缶バッジづくり

●夏の絵手紙 消しゴムでつくる はんこ教室 (出張体験)

日 時：平成 28 年 8 月 23 日 (火)

概 要：温泉津まちづくりセンターから出張体験の依頼を受けて、夏休みの子供を対象に「はんこ教室」を実施しました。

参加料：500 円/人

参加人数：7 人

場 所：小浜会館 (温泉津町)



●石見銀山世界遺産センター開館9周年記念イベント

日 時：平成 28 年 10 月 20 日 (木)

概 要：世界遺産センターは平成 19 年 10 月にガイダンス棟を先行オープンし、その翌年 10 月 20 日に 3 棟フルオープンの運びとなりました。今年もそのフルオープンの日には展示室を無料開放しました。

入館者数：392 人

●消しゴムでつくる お年賀はんこ教室

日 時：平成 28 年 12 月 4 日 (日)

概 要：「消しゴムはんこ教室」の年賀状用を実施しました。

参加料：500 円/人

参加人数：15 人



●島根ふるさとフェア 2017

日 時：平成 29 年 1 月 21 日（土）～22 日（日）

会 場：広島県立総合体育館・広島グリーンアリーナ（広島市中区基町 4 番 1 号）

概 要：島根県・県内市町村等が主催する、毎年恒例のイベントです。隣接県であり、県外観光客入込数の多い広島県において、島根県各地域の魅力や観光資源を紹介し、島根県と広島県のより一層の交流を図るものです。今年は「祝 20 年！ご縁の国からありがとう」をテーマに掲げられ、世界遺産登録 10 周年の石見銀山を記念して、メインステージのあるサンクンガーデンを使わせていただき、世界遺産センター、大田市観光協会、薬師湯、さんべ開発公社（志学のおだし）がブース出展、ステージイベントを行いました。世界遺産センターはブースで「銀さがし体験」、「丁銀ストラップづくり体験」、ステージで「寸劇」、「石見銀山クイズ」を行いました。

参加人数：銀探し体験 220 人

丁銀ストラップづくり体験 142 人

体験料：銀さがし体験 500 円/人

丁銀ストラップづくり体験 500 円/人

イベントの様子



▲銀さがし体験



▲寸劇「鉱山町の暮らし」



▲石見銀山クイズ

●石見銀山登録 10 周年 100 日前イベント 世界遺産センター入場無料

日 時：平成 29 年 3 月 25 日（土）

概 要：石見銀山登録 10 周年観光キャンペーン実行委員会による「100 日前イベント」の取り組みとして、展示室を無料開放しました。

入館者数：412 人

●石見銀山登録 10 周年 100 日前イベント 大久保間歩公開区域拡大部分先行限定ツアー

日 時：平成 29 年 3 月 25 日（土）～3 月 26 日（日）

概 要：石見銀山登録 10 周年観光キャンペーン実行委員会による「100 日前イベント」の取り組みとして、7 月 2 日開始予定の大久保間歩一般公開限定ツアー公開区域拡大（福石場公開）を限定で先行開催しました。

参加人数：3 月 25 日 20 人

3 月 26 日 19 人

IV. 教育・普及業務

1. こもんじょから知る石見銀山

大田市が主催する古文書講座「こもんじょから知る石見銀山」について、協力して行いました。

○実施状況

日 時：毎月第1木曜日 全12回（初級）
毎月第2木曜日、全12回（中級）
毎月第3木曜日、全12回（上級）

参加人数：初級コース 17人 講師：矢野健太郎氏（島根県文化財課世界遺産室主任研究員）
中級コース 15人 講師：矢野健太郎氏（島根県文化財課世界遺産室主任研究員）
上級コース 7人

概 要

初級、中級、上級の3つのコースを設け、古文書を解説しながら石見銀山について学ぶ講座です。
初級コースは、近世石見銀山において代官所地役人をつとめた山中家の古文書を使用しました。
特に第二次長州戦争の際の大森代官所の役人たちの動向が記された記録「事変以来雑書綴込」を扱いました。

中級コースでは、前半は昨年度から引き続いて「町方御用留」（高橋家文書）を使用しました。
後半は近世石見銀山において代官所地役人をつとめた阿部家の古文書のうち、天保3(1832)年に記された日記「阿部光格日記」を輪読しました。

上級コースは、受講生のためのサロン形式で、石見銀山に関する江戸時代の概説書を輪読しました。

2. 寸劇で見る「鉱山町の暮らし」

有料展示室に入館されるお客様に、職員スタッフが仮装して当時の鉱夫の暮らしぶりを分かりやすく寸劇で紹介しました。

公演日：毎月1回

① 11:00～ ②13:30～ 2回以上公演



3. 体験学習

指定管理者制度導入前の大田市直営時より「丁銀キーホルダーづくり」、「プラ板丁銀キーホルダーづくり」を体験学習として実施しています。

体験メニュー

丁銀キーホルダーづくり	低融点合金を溶かし、型に流し込んでオリジナルのキーホルダーを作る体験です。5種類の型の中から好きな形を選び、彫刻刀で模様を彫ります。
プラ板丁銀キーホルダーづくり	丁銀型のプラスチック板に好きな絵を描き、トースターで「チン！」すると約4分の1の大きさに縮み、オリジナルのキーホルダーをつくることができます。

体験日：毎週水曜日・木曜日

時 間：13：00～16：00

場 所：エントランスホール 体験棟

体験料：丁銀キーホルダーづくり 1,500円

プラ板丁銀キーホルダーづくり 150円



▲丁銀キーホルダー



▲プラ板丁銀キーホルダー

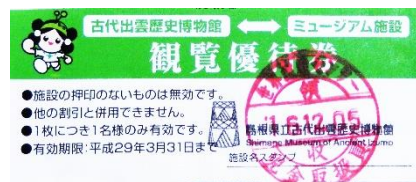
4. 学校関係の入館団体

年	月	日	団体名	都道府県
28	4	14	北三瓶中学校 銀山学習	島根県
28	5	15	広島修道中学 視察	広島県
	5	22	広島大学文学部研究科	広島県
	5	24	立教池袋中学校	東京都
	5	25	出雲養護学校 邇摩分教室	島根県
	5	25	浜田高等学校 通信制 地域巡検	島根県
28	6	2	益田市立真砂小学校	島根県
	6	2	社会福祉法人 南河学園 2班	大阪府
	6	3	叡山学院	滋賀県
28	7	9	島根大学 総合理工学部 地球資源環境学科	島根県
	7	27	修道中学校 第1学年	広島県
28	9	14	川合小学校 銀山学習	島根県
	9	15	浜田東中学校 銀山学習	島根県
	9	16	大田西中学校 銀山学習	島根県
	9	23	大森小学校 銀山学習	島根県
	9	28	浜田市立旭小学校	島根県
	9	28	広島三育学院中学校	広島県
	9	28	大田市立第三中学校 銀山学習	島根県
	9	29	大田市立第二中学校 銀山学習	島根県
28	10	14	浜田市立長浜小学校	島根県
	10	15	麻布中学校	島根県
	10	17	長久小学校 銀山学習	島根県
	10	18	朝波小学校 銀山学習	島根県
	10	26	多摩大学付属聖ヶ丘高等学校	東京都
	10	26	高山小学校 銀山学習	島根県
	10	26	大田小学校 銀山学習	島根県
	10	31	五十猛小学校 銀山学習	島根県
28	11	1	鳥井小学校 銀山学習	島根県
	11	4	江津市立江津東小学校	島根県
	11	9	松蔭高等学校 2年生	東京都
	11	14	仁摩小学校 5年生 銀山学習	島根県
	11	16	都立調布南高等学校	東京都
	11	21	久屋小学校 銀山学習	島根県
28	12	5	大田小学校 銀山学習	島根県
	12	12	大田小学校 銀山学習	島根県
	12	19	富山国際大学付属高校	富山県
29	3	2	出雲市立第二中学校(特別支援学級)	島根県
	3	7	川本小学校	島根県
	3	13	聖光学院中学校 2年生	東京都
	3	13	川本町教育委員会	島根県

V. 他施設との連携事業

1. 古代出雲歴史博物館との相互優待

県内ミュージアム施設の利用促進を目的として、出雲市にある古代出雲歴史博物館との観覧料の相互優待制度を平成19年より実施しており、今年も継続して行いました。



▲古代出雲歴史博物館との優待チケット

2. ボランティア活動

- 平成28年6月11日（土） 山陰合同銀行の職員・家族 約140名

「しまね企業参加の森づくり」事業の森林（世界遺産センター周辺）における植栽・歩道の整備にセンター職員も参加しました。



- 平成28年10月29日（土） イワミ村田製作所の職員、OB 約50名

イワミ村田製作所主催のボランティア活動（世界遺産センター水辺の公園の除草・土砂撤去、お花見広場の除草）にセンター職員も参加しました。

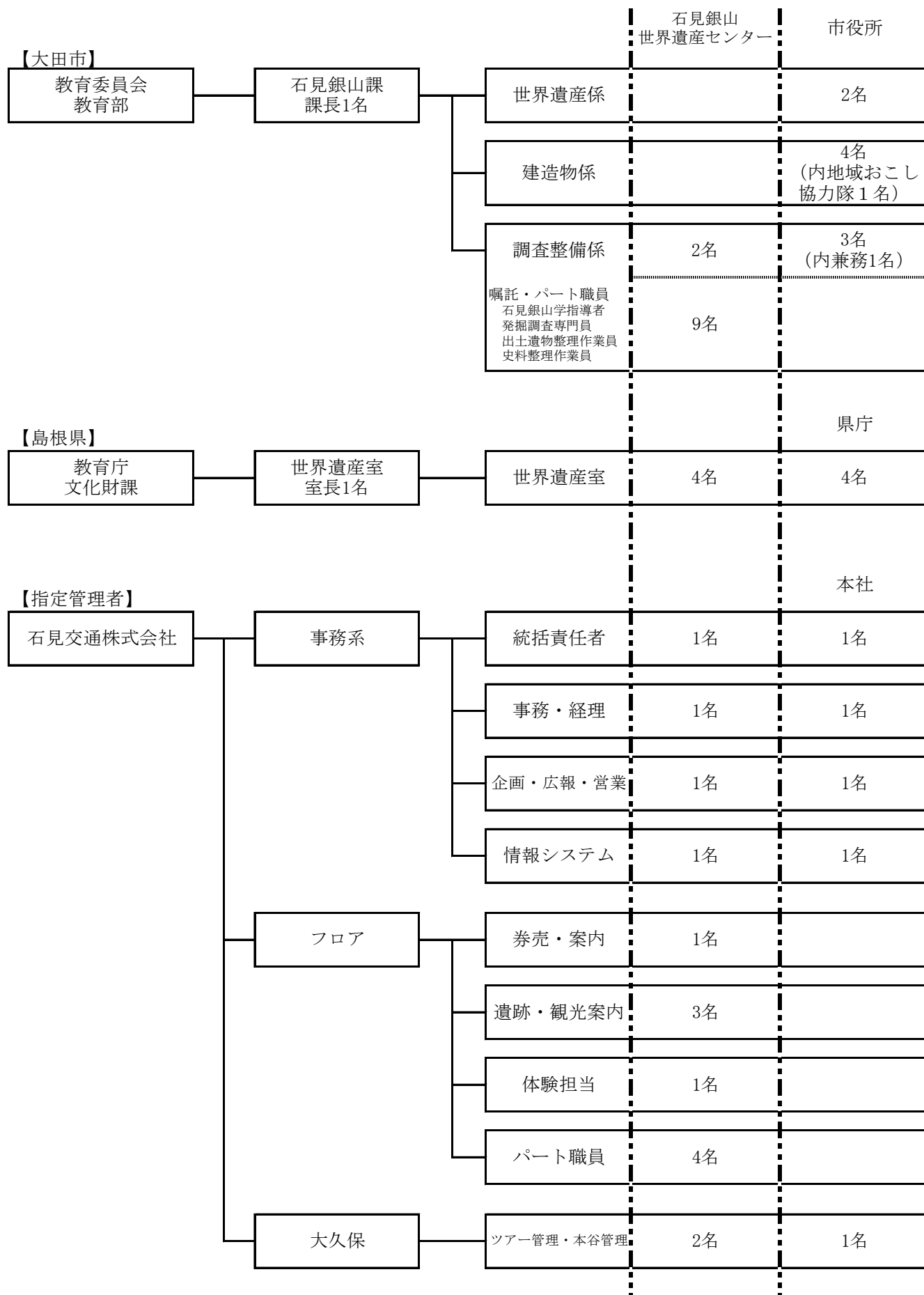


●平成28年11月12日（土） 山陰合同銀行の職員・家族 約100名

「しまね企業参加の森づくり」事業の森林（世界遺産センター周辺）における植栽地の下草刈り、雑木の除伐、シイタケの植菌にセンター職員も参加しました。



VI. 職員及び運営スタッフ



Ⅶ. 利用案内

■開館時間： 8:30～17:30

■展示室観覧時間： 9:00～17:00（最終受付 16:30）

※3月～11月は30分延長

■休館日： 毎月最終火曜日・年末年始

■観覧料： 一般 300円 小中学生 150円（団体 20名以上 50円引き）

■交通案内

○関東・関西方面から

中国自動車道（落合 JCT 分岐）～ 米子自動車道 ～ 山陰自動車道（出雲 IC）～
国道 9 号線 ～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山世界遺産センター
※出雲 IC から約 50 km、車で約 70 分

○松江・出雲方面から

山陰自動車道（出雲 IC）～ 国道 9 号線 ～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山世界遺産センター
※出雲 IC から約 50 km、車で約 70 分

○広島・九州方面から

中国自動車道（千代田 JCT）～ 浜田自動車道（大朝 IC）～ 国道 261 号線 ～
県道 40 号線 ～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山世界遺産センター
※大朝 IC から約 50 km、車で約 70 分

○益田方面から

国道 9 号線（山陰自動車道を含む）～ 県道 31 号線 ～ 石見銀山世界遺産センター
※萩・石見空港から約 100 km、車で約 120 分

※車での所要時間は、道路の混み具合などにより変動があります。

○関連交通の時刻表

鉄道 … 時刻参照：JR おでかけネット <http://www.jr-odekake.net/>

バス … 時刻参照：石見交通株式会社 HP <http://iwamigroup.jp/>

大田市駅発 < 大森・大家線 > < 川本線 >

仁万駅前発 < 仁万線 >

広島新幹線口発 < 大田・広島線 > 【石見銀山号】

■問い合わせ

石見銀山世界遺産センター 〒694-0305 島根県大田市大森町イ 1597 番地 3

電話：0854-89-0183 Fax：0854-89-0089

HP：<http://ginzan.city.ohda.lg.jp/>

VIII. 各種資料

1. 活動日誌（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

○平成 28 年

□ 4 月

- 4/1 平成 28 年度大久保間歩一般公開ツアー開始（～11/27）
- 4/7 第 1 回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 4/13 第 1 回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 4/21 第 1 回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 4/29 「辻ヶ花染丁子文道服」展示（～5/20）

□ 5 月

- 5/1 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 5/3 仁摩～大森間無料シャトルバス運行（～5/5）
- 5/9 第 2 回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 5/19 第 2 回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 5/21 第 2 回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 5/31 全棟害虫駆除のため燻蒸作業

□ 6 月

- 6/2 第 3 回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 6/4 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 6/9 第 3 回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 6/11 ごうぎん希望の森ボランティア活動（しまね企業参加の森づくり事業）
- 6/16 第 3 回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 6/29 「辻ヶ花染丁子文道服」展示（～8/19）

□ 7 月

- 7/2 「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録記念日（無料開放）
寸劇「鉾山町のくらし」公演
石見銀山世界遺産登録 9 周年記念イベント（～7/3）
- 7/3 大雨の為、大久保間歩一般公開限定ツアー中止
- 7/7 第 4 回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 7/14 第 4 回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 7/21 第 4 回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 7/24 古代出雲歴史博物館夏休みイベント参加

□ 8 月

- 8/5 第 5 回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 8/13 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 8/15 大久保間歩一般公開限定ツアー特別催行日

- 8/18 第5回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 8/23 夏の絵手紙 消しゴムでつくる はんこ教室 (於：小浜会館)
- 8/25 第5回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 8/28 天領さん大森会場
- 8/30 石見銀山 食の祭典「旅するひと皿」(～8/31)

□ 9月

- 9/1 第6回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 9/8 第6回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 9/14 「辻ヶ花染丁子文道服」展示 (～10/24)
- 9/15 第6回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 9/22 寸劇「鉾山町のくらし」公演

□ 10月

- 10/6 第7回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 10/13 第7回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 10/20 第7回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 10/20 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 10/20 石見銀山世界遺産センター開館9周年記念イベント
- 10/25 全棟害虫駆除のため燻蒸作業
- 10/29 イワミ村田製作所ボランティア活動 (於：水辺公園・お花見広場)

□ 11月

- 11/10 第8回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 11/12 ごうぎん希望の森ボランティア活動 (しまね企業参加の森づくり事業)
- 11/17 第8回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 11/20 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 11/24 第8回 こもんじょから知る石見銀山・上級

□ 12月

- 12/1 大久保間歩一般公開限定ツアー催行休止 (～2/28)
- 12/1 第9回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 12/4 消しゴムでつくる お年賀はんこ教室
- 12/8 第9回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 12/15 第9回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 12/18 寸劇「鉾山町のくらし」公演
- 12/30～年末年始休館日

○平成 29 年

□ 1 月

- 1/1 年末年始休館日
- 1/3 寸劇「鉦山町のくらし」公演
- 1/12 第 10 回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 1/19 第 10 回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 1/21 島根ふるさとフェア 2017 に参加（～1/22）（於：広島県立総合体育館）
- 1/26 第 10 回 こもんじょから知る石見銀山・上級

□ 2 月

- 2/2 第 11 回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 2/9 第 11 回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 2/16 第 11 回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 2/25 寸劇「鉦山町のくらし」公演
- 2/28 休館日：総合消防訓練

□ 3 月

- 3/1 大久保間歩一般公開限定ツアー再開
- 3/8 第 12 回 こもんじょから知る石見銀山・中級
- 3/11 石見銀山食の祭典「旅するどんぶり」（～3/12）
- 3/12 大森町梅まつり
- 3/16 第 12 回 こもんじょから知る石見銀山・上級
- 3/23 第 12 回 こもんじょから知る石見銀山・初級
- 3/24 石見銀山登録 10 周年 100 日前イベント（～3/26）
（石見銀山登録 10 周年観光キャンペーン実行委員会）
- 3/25 石見銀山登録 10 周年 100 日前イベント 展示室無料開放
- 3/25 石見銀山登録 10 周年 100 日前イベント 大久保間歩公開区域拡大部分先行限定ツアー（～3/26）
- 3/25 寸劇「鉦山町のくらし」公演

2. 関連法規

■大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例

平成19年9月25日

条例第27号

改正 平成20年10月6日条例第29号

平成22年6月22日条例第20号

平成26年1月27日条例第2号

(設置)

第1条 世界遺産として登録された石見銀山の文化的価値に対する理解を深め、もって市民の文化の振興と向上並びに学術研究の発展及び遺跡の保全活用に寄与するため、大田市石見銀山拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山世界遺産センター	大田市大森町イ1597番地3

(構成)

第3条 拠点施設は、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) ガイダンス棟
- (2) 展示棟
- (3) 収蔵体験棟
- (4) 駐車場

(指定管理者による管理)

第4条 拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 拠点施設の維持管理に関する業務
- (2) 拠点施設の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金及び観覧料の徴収に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

(開館時間)

第6条 拠点施設の開館時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 拠点施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月最終の火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、拠点施設への入館を拒否し、又は拠点施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 拠点施設の施設、設備、展示品及び資料等をき損し、汚損し、又は滅失するおそれのある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をしようとする者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、拠点施設の管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第9条 拠点施設に入館しようとする者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 拠点施設の施設、設備、展示品及び資料等をき損し、汚損し、又は滅失する行為をしないこと。
- (2) 指定された場所以外で喫煙及び飲食をしないこと。
- (3) 他の入館者に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) その他拠点施設の管理上必要な指示に違反しないこと。

(利用の許可)

第10条 拠点施設の施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は拠点施設の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は第10条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 第10条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の措置を受けたことによって利用者が損害を受けた場合においても、市及び指定管理者は補償の責任を負わない。

(利用料金)

第13条 利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(観覧料)

第14条 拠点施設の展示室を観覧しようとする者(未就学児を除く。)は、指定管理者に観覧料を納付しなければならない。

2 観覧料は、別表第3に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、観覧料を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金等の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その他特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金又は観覧料(以下「利用料金等」という。)を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等の不還付)

第16条 既に納められた利用料金等は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これを還付することができる。

(原状回復)

第17条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第18条 拠点施設の施設等及びその他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第29号)

この条例は、平成20年10月20日から施行する。

附 則 (平成22年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第13条関係)

施設利用料金

区分	利用料金 (1時間につき)
オリエンテーション室	800円
多目的室	200円
体験学習室	200円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 冷暖房設備を利用した場合は、表に掲げる金額の5割相当額を加算した額を利用料金とする。
- 3 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

別表第2 (第13条関係)

設備利用料金

種別	名称	単位	利用料金	超過時間1時間当たり
音響設備	ワイヤレスマイク	1本1回	720円	206円
映像設備	ビデオプロジェクター	1式1回	4,114円	617円
	CD・DVDプレーヤー	1台1回	2,057円	308円

備考

- 1 午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）の利用区分をもってそれぞれ1回とする。
- 2 利用料金の額には、消費税相当額を含む。

別表第3（第14条関係）

観覧料

区分	単位	金額	備考	
個人	大人	1人につき	308円	高校生以上
	小中学生	1人につき	154円	
団体	大人	1人につき	258円	団体は、20人以上の場合とする。
	小中学生	1人につき	103円	

備考 観覧料の額には、消費税相当額を含む。

■大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年10月7日

教育委員会規則第10号

改正 平成22年11月29日教委規則第12号

（趣旨）

第1条 この規則は、大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成19年大田市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可）

第2条 条例第10条の規定により利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を許可したときは、利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（利用後の清掃）

第3条 条例第10条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用を終えたときは清掃及び後片付けをした後、指定管理者の検査を受けなければならない。

（利用料金の減額又は免除）

第4条 次の各号に掲げるものは、条例第15条の規定により指定管理者が利用料金から当該各号に定める額を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる。

（1）大田市石見銀山拠点施設（以下「拠点施設」という。）の利用を促進すると認められるもの 指定管理者が大田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て別に定める額

（2）小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校が編成した教育課程に基づく活動と認められるもの 利用料金の額の全額

（3）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの 指定管理者が教育長の承認を得て別に定める額

（観覧料の減免）

第5条 次の各号に掲げるものは、条例第15条の規定により指定管理者が観覧料から当該各号に定める

額を減免することができる。

(1) 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧するもの 観覧料の額の全額

(2) 前号に掲げるものを引率する教職員 観覧料の額の全額

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者厚生相談所において知的障害者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 観覧料の額の全額

(4) 前号に掲げる者の介護者（原則として介護を受ける者と同じ人数までに限る。） 観覧料の額の全額

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの 指定管理者が教育長の承認を得て別に定める額

（利用料金等の減免申請）

第6条 前2条の規定により使用料及び観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ利用料金減免申請書（様式第3号）又は観覧料減免申請書（様式第4号）を指定管理者に提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、前条第3号及び第4号に掲げる者並びに同条第5号に掲げる者で指定管理者が教育長の承認を得て別に定めるものについては、この限りでない。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月20日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第12号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

■大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例

平成17年10月1日

条例第172号

改正 平成18年2月21日条例第1号

平成22年6月22日条例第20号

（設置）

第1条 多様な樹木や森林などの自然観察や自然とのふれあいを通して、市民のふるさと意識の醸成を図るとともに、市外からの来訪者に憩いの場を提供するために、石見銀山街道市民ふれあいの森公園（以下「公園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山街道市民ふれあいの森公園	大田市大森町イ1597番地3

（指定管理者による管理）

第3条 公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

（指定管理者の行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）公園の維持管理に関する業務
 - （2）公園における行為の許可に関する業務
 - （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- （行為の禁止）

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

- （1）公園の自然環境を損なうこと。
- （2）公園をき損し、又は汚損すること。
- （3）鳥獣類を捕獲し、殺傷し、又は脅かすこと。
- （4）指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- （5）危険物を持ち込み、又はたき火をすること。

（行為の制限）

第6条 公園において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- （1）広告物を表示し、又は宣伝活動をすること。
- （2）物の販売その他の営業行為をすること。
- （3）募金その他の勧誘行為をすること。
- （4）催しもの等を開催すること。

2 指定管理者は、公園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第7条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公園の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は同条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

- （1）偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- （2）前条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- （3）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（損害賠償の義務）

第8条 公園の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に

関する条例（平成11年大田市条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第20号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

■大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第135号

改正 平成22年11月5日規則第35号

（趣旨）

第1条 この規則は、大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第172号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行為の許可の申請）

第2条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、行為許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

（行為の許可）

第3条 指定管理者は、前条の許可をしたときは、行為許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第35号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

■大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例

平成20年3月24日

条例第2号

（設置）

第1条 石見銀山における銀鉾山跡に対する理解を深め、大田市の文化の向上に資するため、大田市石見銀山大久保間歩（以下「大久保間歩」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 大久保間歩の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石見銀山大久保間歩	大田市大森町イ1628番地

（指定管理者による管理）

第3条 大久保間歩の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 大久保間歩の維持管理に関する業務
- (2) 大久保間歩の入場の許可に関する業務
- (3) 入場料の徴収に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

(開場時間)

第5条 大久保間歩の開場時間は、午前9時から午後5時までの間とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開場時間を変更することができる。

(休場日)

第6条 大久保間歩の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から木曜日までの日
- (2) 12月1日から翌年の2月末日までの間

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休場日に開場し、又は臨時に休場日を定めることができる。この場合においては、指定管理者は、その旨をあらかじめ大久保間歩の入口及び石見銀山世界遺産センターに掲示するものとする。

(行為の許可)

第7条 大久保間歩の坑内において、業として写真、映像等の撮影等をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に関し大久保間歩の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(入場の制限)

第8条 大久保間歩は、指定管理者が指定する保安員等の同行がなければ、入場することができない。

- 2 小学生は、保護者の同伴又は引率がなければ、大久保間歩に入場することができない。
- 3 小学生未満の者は、大久保間歩に入場することができない。

(遵守事項)

第9条 大久保間歩に入場する者（以下「入場者」という。）は、大久保間歩において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- (2) 火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (3) 鉱石等を採取しないこと。
- (4) 他の入場者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 職員及び保安員等の指示に従うこと。
- (6) その他大久保間歩の管理運営上障害となる行為をしないこと。

(入場料)

第10条 入場者は、指定管理者に入場料を納付しなければならない。

- 2 入場料は、別表に定める額を上限として、指定管理者が、市長の承認を得て定める額とする。
- 3 市長は、指定管理者に、入場料を当該指定管理者の収入として収受させる。

(入場料の減免)

第11条 指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、市長の承認を得て、入場料を減額し、又は免除することができる。

(入場料の不還付)

第12条 既に納められた入場料は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これを還付することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 大久保間歩の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 教育委員会及び指定管理者は、入場者の過失又は不可抗力の災害によって発生した事故については、その責めを負わない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表 (第10条関係)

区分	単位	入場料	備考
大人	1人につき	2,000円	高校生以上
小人	〃	1,000円	小・中学生

備考 入場料の額には、消費税相当額を含む。

■大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年3月27日
教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例（平成20年大田市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可)

第2条 条例第7条の規定により行為の許可を受けようとするものは、その行為前7日までに、大田市石見銀山大久保間歩（以下「大久保間歩」という。）における行為の許可申請書（様式第1号）を大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請に対して石見銀山大久保間歩における行為の許可又は不許可の通知をするものとする。

(入場券の交付)

第3条 指定管理者は、条例第10条に定める入場料の納付があったときは、入場券を交付するものとする。

(入場料の減免及び無料入場証)

第4条 条例第11条の規定により入場料の減免を受けようとする者は、あらかじめ石見銀山大久保間歩入場料減免申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 入場料の減免の対象となる事由は、以下のとおりとする。

(1) 学校教育の行事と認められるとき。

(2) その他大久保間歩の保存、活用のため特に必要と認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の申請に対して減免の決定額を通知するものとする。ただし、観光案内人、

文化財調査員など常時大久保間歩に入場する必要がある者については、石見銀山大久保間歩無料入場証（様式第3号）を交付するものとする。

（秩序維持）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、大久保間歩への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- （1）他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある者
- （2）大久保間歩又はその附属設備をき損し、又は滅失するおそれのある者
- （3）前2号に掲げる者のほか、大久保間歩の管理上支障があると認められる者

2 前項により退場を命じられた場合の入場料は、これを還付しない。

（安全対策及び事故発生時の措置）

第6条 指定管理者は、大久保間歩における事故を未然に防止し、安全を確保するため次の各号に定める措置を講じなければならない。

- （1）大久保間歩の定期点検パトロール
- （2）避難誘導訓練の実施
- （3）緊急誘導体制の確立
- （4）その他安全を確保するため必要な措置

2 万一事故が発生した場合には、人命尊重を第一として次の各号の定めるところにより、迅速かつ的確に措置を講じなければならない。

- （1）人身事故に対する救護及び応急手当の実施
- （2）入場者の避難誘導
- （3）二次災害及び被害の拡大を防止するための作業の実施
- （4）被害者の住所及び氏名並びに被害状況の把握

（管理日誌）

第7条 指定管理者は、管理の現状を明らかにし、その効率的な運用を図るため管理日誌を備え付け、大久保間歩の保全に努めるものとする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第12号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

※これらの例規に関する申請様式等は、大田市のHP から閲覧、ダウンロードすることができます。



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

国際連合教育科学
文化機関(ユネスコ)



Iwami Ginzan Silver Mine and
its Cultural Landscape
Inscribed on the World Heritage List in 2007

石見銀山遺跡とその文化的景観
2007年世界遺産一覧表記載

ユネスコの精神は平和と人権尊重です



展望台から見た三瓶山

表紙写真

コブシの実 (センター裏東屋付近)